

平成24年度第2回富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

○日 時 平成24年7月10日（火） 午後7時00分～9時00分

○場 所 市長公室

○出席者

- ・市民懇談会委員 岩田委員長、島谷副委員長、高橋委員、有賀委員、小寺委員、野崎委員、清水委員 吉原委員
- ・事務局〈協働推進課〉 栗原課長、吉岡副課長、水口主査

○欠席者

- ・市民懇談会委員 池田委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. あいさつ 岩田委員長
3. 議 題 (協議事項)
① 協働事業提案制度導入に向けた検討スケジュールについて【資料1】 事務局：資料に基づく説明を行った。 出席委員了承した。 委員長：パブコメを実施した際の意見が少ないと聞いているが、協働事業提案制度を実施した場合、ただ単に楽しいイベントをするというだけでは意味が無いので、制度の重点はどこにおくのかを考えると、簡単に自分の案を提出できたら誰でも参加しやすいと思う。富士見市らしいものを作り上げるためにはどうしたらいいのか、委員の皆さんの考えをいただきたい。例えば信号がほしいところに横断歩道を市民で書くなど、市民レベルで小さな話題でも取り上げてもらえれば応募を促進できるのではないかな。 委 員：行政に対しての要望ではなく、まちづくりの事業化案を出すとなると、プロフェッショナルな力がないと無理だと思うが、誰もがああしたい、こうしたいという目標レベルのようなものを出せたらいいと思う。

事務局：どこまでの提案内容を文章化して提出してもらうかは、委員の皆さんから意見をいただきたい。

② 協働事業提案制度について

ア) 富士見市における協働事業提案制度の再確認と導入の意義

- ・ 協働事業提案制度とは・ 協働事業提案制度導入の意義

委員長：事務局で考えがあれば、提案いただきたい

事務局：協働事業が求められる背景と目的、協働による効果についての考えや想いを伝え、協働の観点からは制度が必要であるということを、文章化することを提案したい。

委員：了承

イ) 提案方法の特定

- ・ 市民提案型・行政提案型・アイデア提案型

委員長：パブリックコメントと協働事業提案制度の違いは何か

事務局：条例など市の重要な施策案の策定にあたり、市民のみなさんからの意見を聞くものがパブリックコメントであり、市のほうで骨格は作りあげている行政主導の提案というイメージ。また、提案者と市と目的にむかい協働でいちからまちづくりの方法を具体的に考えていくものが、協働事業提案制度である。パブリックコメントは、協働事業提案制度が導入された場合でも、続いていく制度である。

委員：市民提案、行政提案、アイデア提案の3つが必要かどうかを考える必要があると思う。また、提案者の参加条件を考えた場合、公に認められた団体のみを良しとせず、住民同士の仲間で協働提案したいというものも救える機会がほしいと思う。

委員長：まちづくりの課題を考えるのは、団体よりも個人に占めるものがおおいかもしれない。それら個人の声をアイデア提案で拾えたらよいと思う。

委員：市民提案型と行政提案型について団体に提案主体を置き、アイデア提案型には個人を提案主体としてすみ分けをして募集をかければ、必然的に受け入れてくれると思う。また、大きな差があるとしたら、団体は複数人の意識の共有ができていて提案内容が事業として具体化されるであろうし、個人は意見提出までとなり、それにあう担当課の職員が、事業までの内容を具体化したらそれぞれよいものに繋がると思う。

委員：個人のアイデアを募集した場合、不特定多数の人の声を拾うことは非常に困難と思える。市民個人からは、要望や苦情のような提案制度になじむものなじまないもの様々な意見が出されると思うので、全ての主体に個人をのせた場合に疑問が残る。

事務局：公募の仕方にも工夫をもつことが大切と思われる。また、出された案を要望、苦情としてふりわけ整理することも、まちづくりには重要だと

思う。

委員長：意見募集時、最初はかなりの量が予想される。

委員：市民提案型も行政提案型も主体を団体とし、アイデア提案型は誰でも良しとしたほうが、スムーズにいくのではないか。個人提案はアイデア提案のみがわかりやすく妥当と思う。

委員長：個人で提案事業が具体化している場合でも、アイデア提案としたほうがよいのだろうか。

委員：担当課と相談して行政提案にもなりうると思う。

委員長：個人提案はアイデア提案のみとすると、なかなか事業化に結びつかないのではないか。

事務局：個人から相談を受けた担当課が判断し、行政提案型で事業化に結びつけることもできるのでは。

委員：行政側で判断できるとスムーズになる。

委員：小学生などの思いつきを救えるようにしたらもっとまちがよくなるのではなか。

事務局：思いつきでもいいが、協働事業を前提として提案の仕方を考えないと発展しないと思う。

委員長：発想の自由さが大切。また、出されたアイデアなどは公表してもらえると市民の喜びになり、情報公開の意識にもつながるのではないか。

委員：協働につながらないアイデアで「市への意見・要望等」だと考えられれば変更できるようなシステムにし、それらを公表することも市民とのコミュニケーションだと思う。

委員長：委員からいろいろな意見をいただいた。富士見市協働事業提案制度においても市民提案型、行政提案型、アイデア提案型の3つで進めていきたいが異議はあるか。

委員：異議なし

ウ及びエ) 提案主体の要件特定及び事業の要件特定

・市民提案型・行政提案型の主体・アイデア提案型の主体・提案主体となれる要件及び提案事業としての要件

事務局：制度を進めるうえではさまざまな要件が必要となる。まず団体は何人からにするのかご意見をいただきたい。他市の状況をみると5人が多いがいかがか。

委員長：2人以上は団体とみなせる。

委員：2人でできることはたくさんある。

委員：『協働事業を主体的にできるのは誰か』ということを考慮したらよいのではないか。

事務局：人数制限は設けないということでよいか。

委員：よいと思う。市民提案も行政提案も主体は提案者であるとする提案した内容により、その人数で事業が進められればいいし、できなけれ

ば、アイデア提案にしてもいいと思う。

事務局：では、協働の内容により主体者が事業を進められれば人数制限はいらないということにしたい。また市民の要件、市内に活動拠点が有る、無いなどはどうか。

委員長：富士見市自治基本条例の定義『市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう』に沿ったほうがいい。

委員：富士見市在住でない人については、基本的な活動の拠点が富士見市にあればいいのではないか。

委員：足元はなかなか見えないが、遠くからは見えることもあるので市に少しでも関わりがあればいいと思う。提案した協働事業で富士見市にどれだけ貢献してくれるかを計ればいい。

委員：富士見市在住在勤者、活動拠点の有る人の提案が、富士見市にどの程度の効果がでてくるかを明確にすることが大事だと思う。市内に住んでいるだけで、日中は市外で活動しているような人は富士見市のことを考えることが少ないと思う。活動や生活上、何らかの形で富士見市に関わっている人が富士見市のことを考えるわけで、費用対効果が最大限発揮できる提案を採用するのであれば、要件は問わないのではないか。

委員長：例えば事務所がふじみ野市の場合で活動拠点は広域、共有する効果が富士見市とふじみ野市と三芳町にある場合に、そういった考えだと提案者になれる。

委員：隣接する市町の境に住んでいる場合などは、隣まちにあるものを利用することがあるし、市外に居てわざわざ富士見市のために行動を起こしてくれる団体を除いてしまったらもったいないと思う。

事務局：今いただいた意見を団体の要件としてまとめてみたいと思う。事業の期間はいかがか。

委員：行政の予算執行にあわせ、基本は単年度にし、内容によっては継続事業もありえるとしたらいいのではないか。

委員：継続ばかり増えてもどうなのか。

事務局：例えば初年度の反省を2年目3年目に生かすこともできるので、継続は3年までとし、3年をすぎたら行政の新規事業と刷るという形もあるのでは。

委員：事業の評判がよい場合、長期間の事業を市民から希望された場合はどうなるのか。

事務局：行政で委託事業として予算をとり、それまで事業を行っていた団体と委託契約するということもできる。

委員長：いい内容ならば3年まで延長できるとしたい。

事務局：また、その対象は市内に限定した事業でよいか。

委員：富士見市の予算を使う以上は市内に限定したほうがいい。

事務局：では、対象外とする事業や団体はどうか。対象外として一般的には営利を目的とするもの、特定の個人や団体のみが利益を受けるもの、宗教や政治や選挙活動を目的とするもの、施設等の建設又は整備を目的とするもの、公序良俗に反するものなどがある。

委員長：その内容でいいと思うが、暴力団の取扱をうたっている行政があるが、富士見市ではいかがか。

事務局：埼玉県暴力団排除条例が施行されているので、それに沿った形になると思う。

委員：例えば暴力団と判明したときには、提案は受け付けない、事業はその場で中止するというようなことを明文化したらどうか。

委員長：暴力団構成員は提案者になれるか。

委員：善良な市民と暴力団構成員は違うと思う。

事務局：ではそのような文言を整理して文章を作りたい。

委員長：いろいろな意見をいただいたが、例えばフェイスブックを利用すると人々の意見がダイレクトにつながる。そういうシステムが求められている時代である。協働事業提案制度を、ぜひ生きた制度になるようにしていきたい。

事務局：提案事業の要件特定として、提出書類等の特定についても協議する必要があるが、書類量が多く細かい部分が出てくると思うので、最終回での協議としたいがいかがか。

委員：了承

4. その他

次回の会議日程について、平成24年9月19日（水）を予定した。

5. 閉会